◇公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四〇一号）（厚生労働省）

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一一四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二八年一二月二七日とすることとした。ただし、同法第五条中年金積立金管理運用独立行政法人法（平成一六年法律第一〇五号）第二一条第一項第三号の改正規定（同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。）及び同法第二二条第二号の改正規定の施行期日は、平成二九年三月一日とすることとした。

◇日本年金機構法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇二号）（厚生労働省）

1　不要財産の国庫納付等

日本年金機構（以下「機構」という。）が日本年金機構法（以下「法」という。）第四四条の二の規定により不要財産の国庫納付を行う際の手続等について定めることとした。（第三条～第七条関係）

2　国庫に納付する不要財産等の帰属する会計

㈠　法第四四条の二第一項の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項若しくは第三項の規定により不要財産（金銭を除く。）に関し国庫に納付する金額は、年金特別会計に帰属することとした。（第八条第一項関係）

㈡　㈠によることが適当でないと認められる場合には、当該国庫に納付する不要財産又は国庫に納付する金額が帰属すべき会計を厚生労働大臣及び財務大臣が定めることとした。（第八条第二項関係）

3　資本金の減少に係る通知及び報告

㈠　厚生労働大臣は、法第四四条の二第四項の規定により機構に対する政府からの出資がなかったものとされ、機構の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を機構に通知することとした。（第九条第一項関係）

㈡　機構は、法第四四条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告することとし、厚生労働大臣は、当該報告があったときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知することとした。（第九条第二項及び第三項関係）

4　この政令は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定（一部の規定を除く。）の施行の日（平成二八年一二月二七日）から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四〇三号）（法務省）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二八年法律第八八号）の施行期日は、平成二九年一月一日とすることとした。

法　律

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百十四号

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「係るもの」の下に「及び第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十七条の三第一項中「四月一日の属する年度」の下に「（第二十七条の五第一項第二号及び第三項第一号において「基準年度」という。）」を加える。

第二十七条の四第一項中「第一号及び」を「、調整率（第一号に掲げる率に」に改め、「得た率」の下に「当該率が一を上回るときは、一）をいう。以下同じ。）に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。第三項第二号において「算出率」という。）」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、「かかわらず」の下に「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第三号とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一　平成二十九年度における特別調整率は、一とする。

二　特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率（名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）を基準として改定する。

第二十七条の五第一項中「物価変動率」を「第一号に掲げる率」に、「調整率」を「第二号に掲げる率」に改め、「得た率」の下に「（当該率が一を下回るときは、一。第三項第一号ロにおいて「基準年度以後算出率」という。）」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率）

二　調整率に当該年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合にあつては、当該年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率）を乗じて得た率

第二十七条の五第二項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一　基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

イ　基準年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率

ロ　物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率（物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）

二　基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。